

2004年4月22日(木)

七生福祉園溺死事件損害賠償訴訟

公判記録

文責

七生福祉園溺死事件を明らかにする会事務局

東京地方裁判所 626号法廷

さいばんちょう かいあみ まこと さいばんちょう
裁判長 貝阿彌 誠 → 裁判長
さばいせきさいばんかん みずの ゆうこ ひだりさいばんかん
左陪席裁判官 水野 有子 → 左裁判官
うばいせきさいばんかん ほりうち もとしろ みぎさいばんかん
右陪席裁判官 堀内 元城 → 右裁判官

げんこくがわ
原告側

おおいしこういちろう べんごし おおいしべん
大石剛一郎弁護士 → 大石弁
くろさきたかし べんごし くろさきべん
黒寄隆 弁護士 → 黒寄弁

ひこくがわ
被告側

たく しまこうじ べんごし じぎょうだんべん
多久島耕治弁護士 → 事業団弁
はっとりくにひこ べんごし べん
服部 邦彦弁護士 → A I U 弁 1
はなざきはまこ べんごし べん
花崎浜子弁護士 → A I U 弁 2

ぼうちょうせき めい
傍聴席 30名

かいてい
～開廷～

さいばんちょう
裁判長 げんこく じゅんびしよめん
原告の準備書面(3)がありますね。
それでね、じゅんびしよめん
準備書面(3)には、いま じこ げんいん ちが
今までと事故原因について違う
ことが しゅちょう
主張されています。
いま がんきゅうじょうてん
今までは、眼球上転によるものだったのですが、ふつう あし すべ
普通に足を滑
らせた、くすり ふくさよう
薬の副作用でふらついた、とある。
ふつう ある すべ かのうせい せきにん と
普通に歩いて滑らせた可能性で、責任は問えるんですか。
そのへん いけん
その辺がね、意見をされているんですよ。
おおいしべん
大石弁 ふつう おきあ しょうがい おきあ
普通であれば、起き上がれば、障害がなければ起き上がれる。
はんだんのうりよく しょうがい ひと そのご たいおう
判断能力に障害がある人として、その後の対応がで
きない。

おお じこ
大きな事故につながる。

さいばんちょう
裁判 長

いかなる げんいん であって、基本的に 常に 見ていれば、そんな かん
じになるんですかね。

くろさきべん
黒 寄 弁

すく にゅうよくちゅう みまも ひつよう
少なくとも、入浴 中 においては、見守りが 必要。

さいばんちょう
裁判 長

いちばんかのうせい たか がんきゅうじょうてん ふつう
一番可能性が高いのは、眼球 上 転なのか、普通にふらつ
いたのか、薬 の副作用なのか、尋問 した後、可能性を整理
してもらうことになりますね。

じぎょうだんべん
事業団 弁

あら しゅちょう はんろん ようい
新たな 主張 については、反論 を用意します。

それから、医学的所見 を、権威のある医師の方 をお願いして
います。

がんきゅうじょうてん いりよう きかん ちが いけんしよ
眼球 上 転についてと、医療機関とどう違うのか、意見書を
じゅんび
準備 します。

さいばんちょう
裁判 長

どういう ほう ですか。

じぎょうだんべん
事業団 弁

さいばんかんてい かずおお きゅうしゅう じけん
裁判 鑑定を数多くされて、九州 のバスジャック事件
の精神 鑑定もされている、経験 をもった方です。

ながねんせいしんいりよう たざさ さとうたいぞうせんせい
長年 精神 医療に 携 わっていらっしゃる、佐藤泰三先生で、
とりつ うめがおかびょういん せんせい
都立梅ヶ丘 病院 の先生もされています。

にてん おねが もうしで
二点について、お願いしますという申し出をしました。

さいばんちょう
裁判 長

にちじょうてき せいかつじょうきよう にゅうよくちゅう
日常的 にどういう生活 状況 だったのか、とくに 入浴 中
どういう じょうきよう だったのか、それと平行ということでもいいですね。
げんこく
原告はどうですか。

くろさきべん
黒 寄 弁

どういう ないよう のものがでてくるか。

さいばんちょう
裁判 長

せいかつじょうきよう にゅうよくじょうきよう じじつかんけい あき
生活 状況 、入浴 状況 、事実関係を明らかにする。

そして、証拠 証明 書ですが、原本 はありますか。

くろさきべん
黒 寄 弁

げんぼん か うつ たいはん
原本と書いてあるもののうち、写しが大半です。

げんぼん こう ごうしょう こう ごうしょう ちんじゅつしよ
原本は、甲 8 号 証、甲 1 8 号 証、それから 陳述 書です。

さいばんちょう
裁判 長

それで、人証 としては、原告 は、お母さんの陽子さんだけでよろ
しいんじゃないか。

くろさきべん
黒 寄 弁

きせい とき にい
帰省されている時は、お兄さんがみていました。

さいばんちょう
裁 判 長

ふろ じっか ねとま にい ところ
お風呂は実家、寝泊りはお兄さんの所。

くろさきべん
黒 寄 弁

めんかい しょくじとう がんきゅうじょうてん ようす かあ きせい じ ふろ
面会、食事等の 眼球 上 転の様子は、お母さん、帰省した時のお風呂
の様子は 栄一さんで。

さいばんちょう
裁 判 長

ひこく いちばん いのまた
被告は、一番わかっているのは、猪俣さん。

ほか とくべつ
他にどなたか 特別 ・ ・

きほんてき いのまた おも
基本的には、猪俣さんでもいいのかなと思う。

みな はなし き じぶん けいけん
皆から 話 を聞いたんじゃないくて、自分で経験されているんですよ
ね。

ひこく がわ た しら ほ ひと
被告側としては、他に調べて欲しい人はいますか。

じぎょうだんべん
事 業 団 弁

いがく てき もんだい べつ せいどてき もんだい えんちょう
医学的な問題は別として、制度的な問題であれば、 園長 。

さいばんちょう
裁 判 長

にちじょう せいかつじょうきよう
とにかく、 日常 の生活 状況 。

しせつ たいおう
施設でどういう対応をしていたのか。

しんせい たくら しゅし
申請に田倉さん、趣旨は。

ちんじゅつしよ み かぎ とくべつ
陳述 書を見る限りでは、そんなに 特別 。

じぎょうだんべん
事 業 団 弁

がんきゅうじょうてん にゅうよくじょうきよう し
眼球 上 転の 入浴 状況 を知っているの。

さいばんちょう
裁 判 長

ちんじゅつしよ か
陳述 書には、あまり書いていない。

よしかわ ほう か
かえって吉川さんの方が書いている。

にゅうよくばめん がんきゅうじょうてん よしかわ ほう
入浴 場面の 眼球 上 転は、吉川さんの方が・・・。

じぎょうだんべん
事 業 団 弁

とうじつ やきん
当日の夜勤でした。

じこ じょうきよう み
事故の 状況 を見ておりますので。

さいばんちょう
裁 判 長

とうじつ じょうきよう たくら
当日の 状況 ？ 田倉さん？

ちんじゅつしよ なに か
陳述 書には何も書いていない。

じぎょうだんべん
事 業 団 弁

やきん
夜勤でございますので。

さいばんちょう
裁 判 長

ふろ はい まえ じょうきよう し
風呂に入る前の 状況 も知っているのかな。

じぎょうだんべん
事 業 団 弁

はい。

さいばんちょう
裁 判 長

げんこく
原告は。

おおいしべん
大 石 弁

しょうこしんせいしよ もと はんたいじんもん
証拠 申請書（２）に基づいて反対尋問をしたい。

平成^{へいせい}12^{ねん}年、13^{ねんごろ}年頃、その頃^{そのころ}までのケアと、その後のケア^{そのご}の違い^{ちが}がある^{ほう}ので、5と6の方は。

特に^{とく}5の川端^{かわばた}則彦^{のりひこ}さんは、証人^{しょうにん}尋問^{じんもん}したい。

平成^{へいせい}13^{ねん}年3月までは、入浴^{にゅうよく}時のケア^じが違^{ちが}っていた。
その点^{てん}を。

さいばんちょう
裁判 長
じぎょうだんべん
事業団 弁
さいばんちょう
裁判 長
おおいしべん
大石 弁

いのまた 猪俣^{まへ}さんは、前^しのことは、知^しっている？

平成^{へいせい}13^{ねん}年4月^{しがつ}からです。

てんかんてん 転換^い点はいつと言^いいましたか。

平成^{へいせい}13^{ねん}年3月^{しがつ}までです。

きほんてき 基本的^めに、目^めの行き届^{いきとど}くような認^{にん}識^{しき}がある。

さいばんちょう
裁判 長
おおいしべん
大石 弁
さいばんちょう
裁判 長

いま 今^{なな}は、七生^おにはいない。

いま 今^{ひの}は、日野療護園^{えん}にいます。

ちょっと合議^{ごうぎ}しますので、お待^{おま}ち下^{くだ}さい。

べっしつ ごうぎ
～別室^{べっしつ}で合議^{ごうぎ}～

もど
～戻^{もど}る～

さいばんちょう
裁判 長

それではですね、裁判所^{さいばんしょ}としては、当時^{とうじ}における、進^{すすむ}さんの生活^{せいかつ}

状況^{じょうきょう}と、介護^{かいご}がどうい^いうふうだったのか、当時^じの現^{げん}状^{じょう}を把^は握^{あく}する
ことが目的^{もくてき}。

その前^{まえ}に、どうすべきかは、後^{あと}の問題^{もんだい}。

15^{ねん}年^じ当時^じのこと。

かあ にお母^{にい}さん、お兄^{いのまた}さん、猪俣^{たくら}さん、田倉^{たくら}さんで。

じ 当時^じの状況^{じょうきょう}について付随^{ふずい}して下^{くだ}さい。

かあ お母^{ふん}さん20分^{ふん}、お兄^{にい}さん20分^{ふん}。

いのまた 猪俣^{まへ}さん。

じぎょうだんべん
事業団 弁
おおいしべん
大石 弁

ふん 20分^{ふん}、田倉^{たくら}さん20分^{ふん}で。

すいません。

はんたいじんもん 反対^{ふん}尋問^{じんもん}は40分^{ふん}くらいでやりたい。

ほか 他^{ほか}の人^{ひと}の陳述^{ちんじゅつ}書^{しょ}に言及^{げんきゅう}せざるを得^えない。

さいばんちょう
裁判 長

いけん もんだい
意見の問題になるので、あんまりやってもらいたくない。

ひこく にたい
被告に対しては、10分10分、元々10分間。

いのまた にたい
猪俣さんに対しては、40分くらい。

たくら
田倉さんは。

おおいしべん
大石 弁

ちんじゅつ み
陳述 を見てみないと。

さいばんちょう
裁判 長

きほんてき いのまた
基本的に猪俣さん。

さんじかん
3時間くらいかかるか。

じかい きじつ
次回期日

ろくがつ にち もく ごぜん
6月17日（木）午前11：00～12：00 原告二人

ごご
午後13：15～15：00 猪俣さん、田倉さん

よろしいですか。

おおいしくろさきべん
大石 黒 寄 弁

はい。

じぎょうだんべん
事業団 弁

はい。

へいてい
～閉廷～